

平成30年11月14日

鶴岡市長 皆川 治 様

鶴岡市新文化会館建設に関する第三者調査・検証専門委員
峯 田 典 明

答 申 書

はじめに

・鶴岡市新文化会館建設に関する第三者調査・検証専門委員選任の経緯、構成及び第三者性・中立性、検証を求められた事項と担当委員、検証方法の概要、市から提供を受けた資料の経緯は別添の委員連名の書面を参照されたい。

・検証の制約

本委員は、強制的な調査権限を有するものでもなく、本報告は、鶴岡市及び関係者の任意の協力を前提としている。市からは、本検証に対する積極的な協力が得られたが、本委員に開示されていない事実については検証していないことは当然である。本検証及びその結果は、このような制約を受けることは免れない。

諮問事項2(1)⑤、⑥、⑦(2)③、④、⑤、⑥、⑦に関する資料は、結論がわかる決裁文書がほとんどで、その結論に至るプロセスに関する資料はほとんど提出されなかった。

職員の保存していた断片的なメモや資料が提出されたが、結論に至るプロセスをすべて解明するには不十分なものだった。

本報告書の、当該報告部分はこのような制約があったことは否めない。

[諮問事項]

2 新文化会館建設工事費・契約等の経過に関すること

(1) 文化会館改築工事は、平成26年9月30日に落札されたものであるが、同年3月6日の1回目の入札を含め、3回の入札中止・不調が続いた上での落札であったこと

⑤ 設計の見直しや、設計のやり直しについてどのような検討がされ、いかなる理由で設計の大幅な見直しややり直しを行わないこととしたのか

1回目の入札が不調となった後、2回目の入札に向けて、時間が経過したことに伴う工事費の単価の見直しをし、6億円の増額となった。

平成26年7月の辞退届の提出まで、市では地元業者の技術力不足ということは考慮していなかったため、技術力不足に対応するための設計の変更は検討されていない。

なぜ技術力不足に対応するための設計変更が検討されなかったかについてであるが、市は、第1回目の入札において、地元業者からの入札の参加があったため、地元業者において工事を請け負う意思が示されているとの判断をしたためである。

市では、入札が不調になった原因は、人員不足や、価格的な問題という認識であった。

そこで、価格的な問題という観点で、3回目の入札に当たり、一部曲面ガラスの廃止、屋根素材の変更、屋根面積縮小を行いコストの見直しをした。

2回目と3回目の入札では、約59億円と予定価格は変更していないが、上記の見直しにより、実質的にコストが安くなっている。

3回目の入札不調後、平成26年7月3日付けで、建設業者に対し、建築課長名で「鶴岡市文化会館改築工事の積算等についての調査について（依頼）」というアンケート調査を行った。この結果を反映して、4回目の入札に当たり、土工事、主要構造部、屋根等の足場や基礎工事時の止水対策など施工上の安全対策を図ったことで仮設費等が倍増している。

以上の通り、価格の見直しのための変更はなされているが、設計の大幅な見直しややり直しについての検討はされていない。

⑥ 入札参加資格業者資格の変更は、どのような理由でどのように決定されたのか

入札参加資格は、入札資格審査会において決定されている。しかし、入札資格審査会の資料では、入札参加資格の結論が記載されているのみであり、どのような理由で入札業者の資格の決定がなされたかについては記載がない。また、審査会で検討した内容を示す資料もほとんど提出がない。職員の聴取と審査会で検討した資料の一部やメモ等に基づく以下の通りである。

・1回目の入札について

市では、地元の中小企業を保護するために工事を細かく分割して、それぞれについて入札するという分割発注を行っており、1回目の入札ではこの方法で入札を実施した。

これは、大規模な工事の場合、上位ランクの企業しか受注できないが、分割発注にすれば、下位ランクの地元中小企業にも受注機会を与えることが出来るためである。

1回目の入札に当たり、建築工事、電気設備工事、給排水衛生機械設備工事については地元業者のみの共同企業体を入札資格とした。一方で、空調機械設備工事については、技術的な問題から地元の業者では難しいとの判断で、大手ゼネコンと地元業者の共同企業体を入札資格としている。

市では、地元の業者の技術力に疑念は無く、地元の業者に受注させる意向が強かった。

しかし、1回目の入札の結果は、入札の参加申し込みはあったが、入札辞退で不調となった。

・2回目の入札について

1回目の入札は不調であったが、第1回入札の空調機械設備工事に参加申請が提出された業者が、平成26年2月5日に、独占禁止法違反容疑で東京地検特捜部と公正取引委員会から調査をされていることが新聞報道された。それを受けて、鶴岡市建設工事競争入札執行の延期、停止又は中止に関する審査会が開催された。

鶴岡市では、1回目の入札で空調機械設備工事については技術的な問題から大手と地元の共同企業体に入札資格を決定していたが、新幹線談合事件の影響で、大手の業者を指名できなくなった。空調設備工事では大手の技術力が必要と考えていたため、2回目の入札で大手のゼネコンに一括で発注し、空調設備工事も大手ゼネコンで工事してもらうことを

考えた。

また、建築・設備の一括発注により、建設コストの削減と共に、総合的な施工計画・管理による品質・工程の遵守等のメリットを期待した。

さらに、建設工事に関わる技術者、職人の不足、建設資材の高騰に伴う問題、限られた工期内での工事完成などを考慮し、大手の総合建設会社と地元中小企業の共同企業体を組織し、一括した施工体制を組むことが最善の方法と考えた。

以上の理由で、2回目の入札では、大手ゼネコンが代表者で地元業者を構成員とする共同企業体に工事を一括で発注することとした。

しかし、2回目の入札については、参加申請が無く中止となった。

市は、入札不調の原因については、配置予定技術者の不足と、工事価格面での判断にあるとの検討結果が出ている。

・ 3回目の入札について

3回目の入札にあたり、コストや施工方法の見直しをし、工期を3ヶ月に延長した上で、入札資格を、地元業者のみの共同企業体に変更した。これは2回目の入札で、大手の業者から参加が無かったことから、地元の業者への発注にもどしたものである。

市は、1回目の入札で、地元業者から、入札参加申請がなされており、工事を請け負う意思が示されていたと考えており、入札が不調になったのは工事価格等の問題という認識だった。

市は、地元の業者に受注させる意向が強く、また、地元業者の技術力不足という考えは無かったため、工期の延長とコストの見直しをしたうえで、地元業者に入札資格を変更したものである。

しかし、3回目の入札は、入札辞退により不調となった。

・ 4回目の入札について

市は、3回目の入札不調を受けて、不調の原因を調査するために、平成26年7月3日付けで、建築課長名で、「鶴岡市文化会館改築工事の積算等についての調査について（依頼）」というアンケート調査を、3回目の入札に参加資格のあった市内に本店を有する18社に対し行っている。

その後、平成26年7月9日付けで、山形県建設業協会鶴岡支部支部長から地元業者の連名で入札への辞退届が提出された。

辞退届の内容は、積算価格の乖離と技術力不足により、工事への地元業者企業体での参加を見合わせていただきたいというものだった。

市は、辞退届により地元業者の技術力不足を認識し、参加資格に大手の業者を加えることを検討し、地元業者に受注させるために大手ゼネコンが代表者で地元業者を構成員とする共同企業体に発注することとなった。

工事の発注に、地元の業者を参加させることについては、平成26年8月7日の市長の記者会見で、地元と大手のJVという形で、地元業者からも参加してもらいたいという思いが語られている。また、設計の基本的なコンセプトは変えないこと、地元で出来る工事は地元で行ってもらいたいと思っていることが語られている。

ここからも、市においては、本件工事に地元の業者を参加させる意向が強かったことが伺える。

⑦ 市が説明してきた内容は妥当か（事実と異なる説明をしている点や意図的に公表しなかった点がないか等）

市民に対する説明として、広報つるおか「鶴岡市文化会館改築整備事業特集号」において新文化会館建設工事費・契約等の経過に関することが説明されている。

説明の内容は、「特集号」において、工事開始までの経緯が要領よくまとめられており、その内容において、事実と異なる説明や意図的に公表しなかった点は見当たらない。

市の議会に対する説明については、委員に提出された資料は、議会説明のために作成されたメモなどであるため、提出された資料からは、議会で説明した内容がわかるものだけであったので、これ以外に市が隠した事情があるかどうかについては資料がない。

冒頭述べたとおり、提出を受けた資料等では、必ずしも結論に至るプロセスが全て判明できたとはいえない。

少なくとも委員に提出された資料や証言からは、市が説明してきた内容について事実と異なる説明や意図的に公表しなかった点は見当たらない。

(2) 平成29年6月30日に議決された同工事請負契約の一部変更により、工事費が増額したこと

③ 各工事の変更（指示書による変更）について、いつ、どのような検討がされ、誰が実質的に決定したのか

決裁文書である指示書では、変更図面が添付されているのみであり、指示書の概要や変更による工事費の増減について示す書類はなかった。職員への聞き取りと手持ちメモによる報告に基づき判明した、変更工事の指示の概要と、変更による工事費の増減については別紙の通りである。

工事変更の検討は、建築分科会で設計事務所と施工業者が協議し、定例会議で工事工程及び進捗状況等について市の教育委員会と建築課が加わって説明を受けて進んでいる。

第1回目と第2回目の変更工事は、屋根下地をボードからコンクリートに変更、当該変更による重量増加に伴う基礎・梁・柱・壁配筋、杭本数等の変更、地下平面の複雑な形状を単純化する躯体変更がなされている。

この変更に伴い、建築基準法上の建築確認の計画変更手続きが平成27年3月頃なされ、5月に庄内総合支庁から承認されている。

第1回目及び第2回目の屋根の変更については、施工者の提案にもとづいて、設計変更が行われ、計画変更の手続きを庄内総合支庁に対して行った後、設計事務所によって、設計変更指示書が作成され、建築課に提出され、建築課から変更指示書が発行されるという

手続きを経てなされている。

ただし、その経過の詳しい内容についての資料は提出されておらず、職員に対する聞き取りでも詳細は判明していない。

第3回目以降の変更工事についても、工事の変更指示についての検討は、施工業者又は設計事務所から提案があり、それを元に施工業者と設計事務所との間で協議がなされ、設計事務所が了承する内容で設計事務所が変更を指示する書面を作成している。但し、第5回目の変更は、本綴帳を追加するための変更であり、市の検討と決定に基づくものである。この変更の経緯については諮問事項（3）を参照されたい。

変更指示は市の建築課が決定しているが、その内実は、設計事務所と施工業者が協議検討し、設計事務所が承認した内容で変更工事の内容が決定していると言って良いと思われる。建築課は、設計事務所から説明を受け、内容の妥当性を確認し、承認することになっていた。なお、説明を受けた内容がわかる資料については、書面もなくメモもないというのが職員の説明であり、設計事務所と建築課との間の協議内容を示す資料は、職員がメモとして残していた一覧表のみである。

工事の変更指示に際し、建築課から変更指示書が提出されているが、それとは別に、設計事務所から建築課に対し、変更工事の内容と、それに伴う工事費用の増減、及び変更工事にかかる費用の累計額の一覧表がその都度提出され、建築課ではそれをもとに大まかな金額を把握していた。その内容は副市長にもその都度報告されていた。市長にも何らかの形では報告されていたと考えられる。少なくとも両者は工事の変更については了解していた。なお、平成29年3月議会での市長の答弁でもその旨回答がなされている。

形式的には、変更工事を決定したのは、建築課であるが、それは副市長及び市長も了解していた。

以上の実情を検討すると、変更工事を実質的に検討したのは、設計事務所と施工業者であり、建築課はそれを承認する形で変更指示を行っていた。

④ 変更指示に伴う工事費の増減についてどのように積算されていたか

設計事務所からは、建築課に対し、変更工事が決定すると、その都度、工事の変更項目と金額の増減の金額等が記載された一覧表が建築課に提出され、建築課においては、その一覧表を元に、1回から7回目までの変更工事の変更項目と増減の金額、変更工事の金額の累計額を把握していた。その一覧表は別紙の通りである。

7回にわたる変更指示書は、図面のみが添付され、金額は明記されていないが、上記の方法で建築課は、変更工事によって増減する金額及び累計金額は把握していたし、その一覧表を添付して副市長に変更指示の都度報告し、市長にも報告されていた。

変更指示に伴う工事費の増減については、その都度、設計事務所から項目と増減の金額等が記載された一覧表が建築課に提出され、建築課において1回から7回目までの変更工事の変更項目と増減の金額等を把握していた。

指示書自体には、図面が添付されているのみであり、工事の金額は明示されていないが、上記の通り、設計事務所から変更工事の内容と金額が記載された一覧表が提出されていたので、建築課では、変更工事の金額の積算については、後で積算し精算することとしていた。

⑤ 変更契約の締結を先送りしたことについて、どのような検討がされ、誰が実質的に決定したのか

建築課では、変更指示に伴い、その都度工事を止めて契約し直すのは現実的では無いため、そのようなことは通常の工事ではこれまでしておらず、最終的に工期の最後で、契約の変更をまとめて処理をし、変更に伴う工事費の増額の処理も後でまとめて行っていた。これはこれまで公共工事の場合にいつも行っている運用であり、今回も何の疑問や検討もなくその運用に従って処理したものである。

このように建築課では、変更工事の契約手続きは工事終了後にまとめて行う運用だったので、先送りすることについては何らの検討がされることはなく、特別な問題意識はなく、他の工事と同様に工期末に契約変更を行うのが当たり前という認識だった。

建築課では、平成29年1月になり、議会への説明にあたり、契約管財課から問題点を指摘され、国交省のガイドラインの軽微な変更の場合の取り扱いを聞いたので、この頃に問題を認識した。

そして、1月から3月頃に建築課では、国交省に問い合わせをしている。

また、住民監査請求がなされた際に、平成29年9月8日に国交省東北地方整備局営繕部との打ち合わせを行い、本件工事の変更工事は、軽微な変更にと確認している。

変更工事の指示は建築課が行い、工期の最後で変更契約を行うのは建築課が判断しているが、この経緯については、副市長に報告しており、市長も了解していた。

⑥ 契約変更までの間、指示書で増額となる工事をしたことに関する法律関係は違法状態にあったといえるか

第1回から第7回まで、建築課による指示書が施工業者宛になされているが、鶴岡市建設工事請負約款第20条によると、市の指示による変更工事により工事費が増額した場合は、市がその費用を負担しなければならないこととなる。したがって、変更指示をした時点で、実質的に工事費を増額する契約変更がなされたこととなるので、議会の承認なく指示書により工事費が増額する変更工事を指示することが適法かどうか問題となる。

地方公共団体が行う契約の締結（地方自治法（以下「法」という）96条1項5号）は本来執行機関の権限であるが、重要な契約が当該地方公共団体の財産運営に与える影響を

考慮して契約が住民代表たる議会の意思により適正になされるために、政令で定める基準に従い条例で定めるものは議会の議決を必要とされている。

本件工事も「鶴岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき議会において議決を経て契約がなされている。

法96条1項5号によって議決を経て建築工事の請負契約を業者との間に締結した場合には、その後事情の変更等のために、契約の内容を一部変更しようとするときは、たとえ、その変更が当初の契約の趣旨に反せず、また、著しいものでないような場合でも再び議会の議決を経なくてはならない（行実昭26年11月15日地自行発391号）。

これに反し議会の議決を経ないでなされたものは無効である（最二小判昭35年7月1日民集14巻9号1615頁、最一小判昭44年9月11日裁判集民96号489頁）。

なお、議決を経て締結された工事請負契約の変更契約をするには、変更契約の見積価格いかににかかわらず、再び議会の議決を要する、とされた事例として、神戸地判昭和43年2月29日行集19巻1・2号354頁が存する。

この点について、建築課では国土交通省で策定した、「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づいて行ったとしているが、ガイドラインは請負工事における設計変更に伴う契約変更の手続きについての取り扱いを定めたものにすぎず、議会の承認を不要とする根拠となるものではない。

よって、議会の承認を得ずに指示書で工事費が増額となる変更工事を行ったことは違法である。

次に、平成29年6月30日に、同年5月26日になされた工事変更の仮契約が議会で可決承認されていることから、この議決によって、瑕疵は治癒されたかどうかを検討する。この点を検討するには、①市の言い分にももっともなところがあるか、②法令の潜脱などの、違法不当な目的がなかったかどうかによって判断する（大阪高判昭和53年10月27日行集29巻10号1895頁による判断枠組み）。

市の説明は、工事を停滞させることなく継続的に進めるため、設計変更による全体工事費の増減額が不確定な段階でその都度判断した。合理化等による減額に努めたが結果として、増額せざるを得ないと判断した。もっと早い段階で説明できなかつたのは、増減額にかかるさまざまな検討、調整を工事の進捗に合わせて同時並行的に進めているなかで、最終的な全体工事費の見通しが固まらない中で説明が難しかったというものであると思われる（平成29年3月議会、建設部長、市長答弁）。

建築課では、設計事務所からの工事変更に関する資料で変更工事の項目や、その増減額、累計の工事費を把握していたが、平成28年12月頃に、工事費を増額せざるを得ないと判断し、最終的に7回目の追加工事の資料が提出された平成29年頃になって変更工事にかかる最終的な金額がある程度判明したものと考えられる。

設計事務所と施工業者間の協議内容の中には、工事費の減額の検討がされており、設計変更により工事費の減額となっているものもある。また、金属屋根の下地をコンクリート板に変更した部分については、この時期に至って設計変更に踏み切ったことについては結

果的にみて一つの英断だったとの評価もある（三好委員答申書5頁8行目以下）。

以上から、市の説明にも一応もつともなところは認められる。

また、建築課では、変更指示に伴い、その都度工事を止めて契約し直すのは現実的では無いため、そのようなことは通常の工事ではこれまでしておらず、最終的に工期の最後で、契約の変更をまとめて処理をし、変更に伴う工事費の増額の処理も後でまとめて行ったが、これはこれまで公共工事の場合にいつも行っている運用であり、今回もその運用に従って処理したものである。

前述の通り本件工事に関しては、議会の議決を経た上で指示書で工事費が増額となる変更工事をするべきだったのであり、建築課の上記解釈は認容できないものではあるが、これまでの運用に従ったという上記の事情を考慮すると、法令の潜脱などの違法不当な目的があったとまでは認められない。

以上を考慮検討すると、議会の承認を得ずに指示書で増額となる変更工事を行ったことは違法であるが、平成29年6月30日に工事変更の仮契約が議会で可決承認されていることから、議会の承認によって、瑕疵は治癒されたと解される（大阪高判昭和53年10月27日行集29巻10号1895頁）。

ただし、最終的に議会の承認を得たとはいえ、建築課では、指示書で工事費が増額となる変更工事を行うに際し議会の承認を得ることを全く考慮しなかった点は法96条1項5号の趣旨に反し、市政の執行責任という点で問題である。

なお、市は、平成29年4月に「議決を要する建設工事の契約変更に係る議会への事前協議ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を作成したが、それを文化会館建設工事に当てはめると、以下の通りとなる。

- ・ガイドライン第2条第1項の規定により、同項各号に該当する場合は、議会との事前協議等が必要となる。

文化会館の場合は、第3回指示書発行時点で累積契約変更額1億円を超え、第2条第1項第1号に該当することとなることから、その前に事前協議が必要となる。

- ・ガイドライン第4条第1項の規定により、50億円を超える事業については、進捗状況を適宜報告する必要がある。

文化会館もこれに該当し、進捗状況を適宜報告することになる。

また、平成30年1月に「鶴岡市建設工事の契約、変更の手続き」（以下「契約、変更の手続き」という）が作成されたが、これを文化会館建設工事に当てはめると以下の通りとなる。

- ・議決した建設工事について、契約金額の変更が必要となる工事の変更は、軽微な変更に当たらないため（契約、変更の手続きP5の2(2)エ該当）、必ず契約変更の手続き（議決等）が必要となる。

これを文化会館に当てはめれば、指示書による変更は許されず、毎回契約変更の手続き（議決を含む）が必要となる。

以上の通り、現在では、「ガイドライン」で議会への事前協議、進捗状況の報告義務が規定され、「契約、変更の手続き」で、指示書による変更は許されず議会の議決が必要と

されている。

⑦ 市が説明してきた内容は妥当か（事実と異なる説明をしている点や意図的に公表しなかった点がないか等）

市民に対する説明として、広報つるおか2017年5月号及び「みんなのタクト鶴岡」において工事費の増額について記述がされている。内容は妥当であり、事実と異なる説明をしている点や、意図的に公表しなかった点は見当たらない。

市の市議会に対する変更指示による変更工事の経緯に対する説明は、平成29年3月議会において初めてなされている。市の説明は、変更工事の内容と経緯については説明内容は妥当であり、事実と異なる説明をしている点は見当たらない。しかし、説明の時期が、遅すぎると思われる。

変更工事については、本来法96条1項5号の趣旨から、第1回の変更工事において、工事費が増額されることが判明した時点で、議会に説明し承認を得るべきであった。

この点に関する市の議会に対する説明は遅きに失したと思われる。

しかし、平成29年3月議会において、今回の手続きについては法的な瑕疵がなかったのかという質問に対し、建設部長が、契約上も予算執行上も瑕疵はない旨答弁しているが、この点は問題がある。契約上は議会の議決を得ていなかったことから無効と考えられることは上述の通りであり、法的な瑕疵が存在したものと解される。

ただし、この答弁は、国交省のガイドラインの軽微な変更の取り扱いを国交省に問い合わせをした結果によるものと考えられ、市のこれまでの公共工事での運用や、これに関する市の規定が存在しなかったことを踏まえると、法令の潜脱などの違法不当な目的があったとまではいえないと思われる。

市の議会に対する変更工事の経緯に関する説明については、委員に提出された資料は、議会説明のために作成されたメモなどであるため、提出された資料からは、議会で説明した内容がわかるだけであるが、その限りでは、内容は妥当である。

冒頭述べたとおり、提出を受けた資料等では、必ずしも結論に至るプロセスが全て判明したとはいえないと思われる。

少なくとも委員に提出された資料や証言からは、市が説明してきた内容について事実と異なる説明や意図的に公表しなかった点は見当たらない。

(3) 備品（緞帳及びグランドピアノ）の購入に関すること

- ① 設計段階において緞帳の必要性について検討されていたか
（当初契約時になかった緞帳が変更指示により追加された）
- ② 検討されていた場合、どのような検討がなされたか

実施設計完了の時点では、設計事務所及びコンサルタントから、①全国的な傾向として、

本緞帳を設置せず、ひきわり緞帳のみとする団体が増えていること。②舞台の緞帳は、無機質で演目に影響を与えないようにするのが通例となっており、ひきわり緞帳といっても、左右だけでなく、上下にも昇降するものを設置するので、本緞帳はいらないと考えている。との説明を受けて、ひきわり緞帳のみを導入することとした。

そして、平成24年12月11日に開催された文化会館利用者懇談会、同年12月23日に開催された第2回市民ワークショップにおいて、ひきわり緞帳であることを説明している。

上記の通り、設計段階においては、ひきわり緞帳を前提に実施設計がされていた。

③ 工事契約後、どのような検討を経て緞帳の導入が決定されたのか

平成27年4月7日の社会教育課内協議で、各方面から本緞帳設置の要望が市長や社会教育課にあったことから、本緞帳を制作した場合の価格などについて調査がされている。

同年5月12日の第12回総合定例会議において建築課長から緞帳をひきわり緞帳から本緞帳に変更する場合も含めて最終的な緞帳の決定時期について質問があり、5月26日の第13回総合定例会議において、緞帳の変更について、考えられる変更検討案とスケジュールが説明された。

市からは、本緞帳設置を求める提言はがきを同年6月4日に受領したとして示された。それには、「新しい会館の舞台に緞帳がないなどと聞こえてきました。」「是非緞帳のない会館とならないように」「お願いしたい」という記載があるが、本緞帳なのかひきわり緞帳なのかは明確には記載がない。市ではこれを本緞帳を求める市民の声としている。これ以前にすでに社会教育課内で検討がなされていることから、本緞帳に変更する案は市の方ですでに持っていたと思われる。

同年6月9日の第14回総合定例会議で、設計事務所から、ひきわり緞帳と本緞帳の比較を資料に基づき説明がされている。それには、ひきわり緞帳の幕地の見積価格として、ひきわり緞帳が5,340,000円(税別)、本緞帳が42,000,000円(税別)と記載されており、ひきわり緞帳に比べ本緞帳の価格が高額であることが説明されている。

同年6月18日に、社会教育課内で県内公立文化施設に緞帳の設置状況アンケート調査を実施し、回答結果をまとめた課内資料を作成し協議している。

同年6月24日に、社会教育課から、市長に対し、本緞帳の設置に係る各方面からの要望が多いことや、県内公立文化施設の設置状況等について説明し、本緞帳を設置することとしたい旨説明した。それを受けて市長が本緞帳を設置する方向で検討を指示した。これにより、ひきわり緞帳に代えて本緞帳を設置することが決定された。

これを受けて社会教育課では、6月25日に、市長の指示を教育長、教育部長に報告し、教育委員会として設置する方向で了承を得た。

7月7日の第16回総合定例会議において、ひきわり緞帳から本緞帳に変更し設置する方針を説明した。

ところが8月5日の総合図分科会において、社会教育課がひきわり緞帳から本緞帳へ変更する旨報告したところ、設計コンサルタントが、これに対し強く反対し、本緞帳を設置するとしてもひきわり緞帳も併せて設置するように再考を促した。

そして、8月25日の第19回総合定例会議終了後に設計事務所から本緞帳とひきわり緞帳を併設する案が提示された。

9月2日に、社会教育課で、バトン（舞台機構の一種で、舞台照明器具（灯体）や音響スピーカー、幕類、美術オブジェなどを吊るして昇降させる棒（パイプ））を減らさずに本緞帳とひきわり緞帳を併設する案が示されたため、本緞帳とひきわり緞帳を併設する方向で方針を固めた。

9月7日に、教育長・教育部長と協議し、本緞帳とひきわり緞帳を併設することで了解を得た。

9月8日に、市長から、本緞帳とひきわり緞帳を併設する方向で了承を得たことから、本緞帳とひきわり緞帳を併設することに決定した。

9月9日に、第20回総合定例会議終了後、当初の説明段階では、バトンを減らさなければ本緞帳とひきわり緞帳を併設できないという説明だったため一度はひきわり緞帳をやめて本緞帳にすることで庁内合意を得たが、その後併設する案が示されたため、再度検討し、本緞帳とひきわり緞帳を併設する方向で了承を得たことを報告した。

④ どのような選定過程を経てグランドピアノの業者が決定されたのか

担当課では、平成24年6月15日付けで、市の旧鶴岡市文化会館、山形市の山形テルサ、酒田市の希望ホール、庄内町の響ホールの所有ピアノに関する調査を実施し、どのようなピアノを所有しているのかの調査を行い、大ホールではいずれもスタインウェイを所有しているという調査結果が出ている。

また、旧鶴岡市文化会館での使用状況を調査し、スタインウェイの使用頻度が一番高い結果が出ている。

平成26年9月付けでスタインウェイジャパン株式会社から、「弊社販売方針について」が出され、同社は、ディーラー/パートナー制度を実施し、スタインウェイピアノに精通した技術者が在籍するスタインウェイピアノディーラー/パートナーとのみ取引をしている旨記載されている。

京都市のロームシアター京都フルコンサートグランドピアノ（スタインウェイ）購入に際し、随意契約を締結したことで、その理由が記載された報告書が検討されている。これには、スタインウェイが現在コンサートやコンクール等で最も多く使用されるピアノであり、中でもコンサートピアニストの98%が使用していることなどから、本機種に限定せざるを得ず入札に適さない旨が記載されていることが調査されている。

また、全国の主な7つのホールのホールピアノの選定事例が報告され、いずれもスタインウェイが選定されている事例が報告されている。

以上のような調査結果を経てグランドピアノのホールピアノとしてスタインウェイが選定された。

⑤ グランドピアノの選定（決定）の判断はいつ、誰がしたのか

上記④の調査検討を経て、平成29年6月20日に、鶴岡文化会館フルコンサートグラ

ンドピアノとして、スタインウェイのピアノ D-274 1台の購入が決裁されている。
決裁は、市長が行っていることから、同日市長が決定したものである。

購入に際しては、鶴岡市に登録している正規特約店である有限会社荘内音楽センターとの随意契約となっている。

随意契約を行うにあたっては、同年6月21日に、物品購入等指名競争入札参加者審査委員会を開催し、随意契約をする理由について審査し指名業者が指定され、6月22日に教育部長が決裁している。

⑥ プロセスを含めて決定に関し不合理な点はなかったか

緞帳に関しては、実施設計完了の時点で、ひきわり緞帳であったものが、本緞帳となり、さらにひきわり緞帳と本緞帳の併設となっており、不合理と言える点はない。

グランドピアノの選定過程及び契約に至る過程においては、市からの資料の提出と説明は十分なされたのでその上で検討した結果、不合理な点はない。

以 上